

沿岸漁業・漁場を守るために !!

漁業影響調査指針の概要

沿岸漁業を巡る動き

環境と開発に関する国連会議(1992年)による持続可能な開発の決定

生物多様性条約(1993年)による生物多様性保全の必要性

国連海洋法条約(1994年)による排他的経済水域と海洋資源・海洋環境の管理義務

環境基本法(1993年)・環境影響評価法(1997年)による環境の保全と

環境アセスメントの必要性

水産基本法(2001年)・水産基本計画(2004年)による基本的な方向性と自給率目標の設定

食品安全基本法(2003年)による安全・安心な食品の確保が不可欠

日本学術会議答申(2004年)による水産業の多面的機能の維持

沿岸漁業の重要性

安全・安心な水産物の安定供給 / 水産資源の持続的利用の維持及び安全性の確保

水産資源の依存する生態系及びその機能の保全 / 伝統的な文化と恵み豊かな水産資源の継承

1 基本的な考え方

- 1)沿岸漁業を守る立場から、開発事業を極力回避
- 2)科学的調査に基づき、漁業影響を調査、予測、評価し、漁場環境保全上の対策を検討
- 3)安易な漁業補償による沿岸漁場の喪失を阻止
- 4)漁業影響調査の中立性の確保
- 5)生態系及びその機能の保全

2 漁業影響調査の構成

1)漁業影響地域調査

- ・都道府県漁連・漁協が全漁連の支援を得て、関係機関協議会を組織し、開発事業の回避の可能性を漁業者自らが検討
- ・水産生物の生息状況、既往知見、漁業の操業実態等の資料を収集し、漁業への影響を予測
- ・都道府県水産部局による指導

2)漁業影響事前調査

- ・都道府県漁連・漁協が第三者機関に委託して調査
- ・既往資料の収集・整理、聞き取り調査
- ・回避の可能性、以後の調査計画の作成に必要な基礎資料を収集
- ・各分野の専門家よりなる漁業影響調査検討委員会で検討

3)漁業影響予測調査

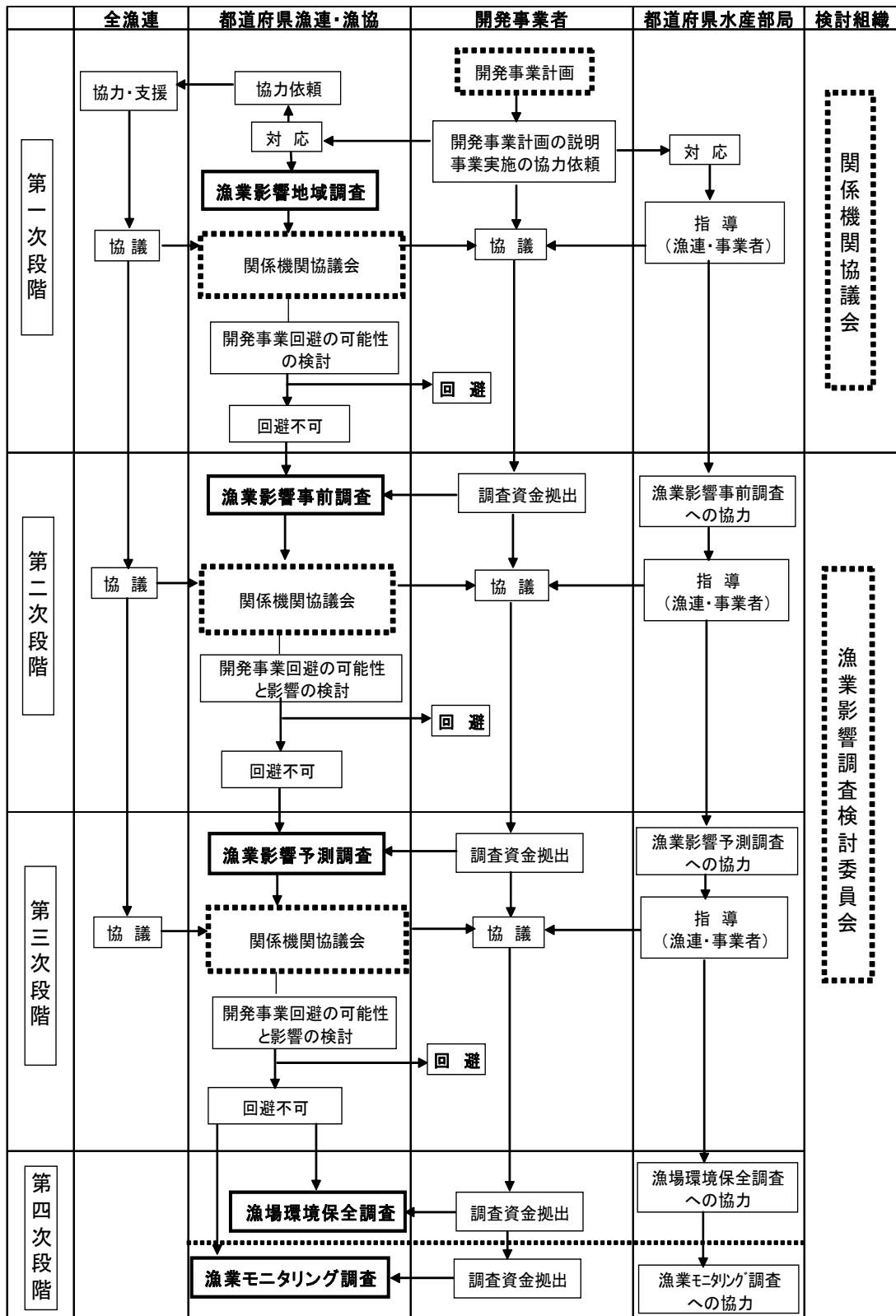
- ・都道府県漁連・漁協が第三者機関に委託して調査
- ・漁業への影響を予測・評価
- ・各分野の専門家よりなる漁業影響調査検討委員会で検討

4)漁場環境保全調査

- ・都道府県漁連・漁協が第三者機関に委託して調査
- ・漁場環境を保全するための対策の効果を評価、対策を具体化するための調査
- ・各分野の専門家よりなる漁業影響調査検討委員会で検討

5)漁業モニタリング調査

- ・都道府県漁連・漁協が第三者機関に委託して調査
- ・工事中及び供用後における事前に予測された影響の確認と検証及び事前に予測できなかった影響や突発的な影響を監視
- ・各分野の専門家よりなる漁業影響調査検討委員会で検討



漁業影響調査の進め方

3 漁業影響調査の主体と運用

- ・ 都道府県漁連・漁協が調査の主体
- ・ 第二次段階以降の調査経費は開発事業者の負担
- ・ 調査に要する資金は管理運用するための機関を定め、監査法人による監査が必須

4 漁業影響調査の内容

- ・ 対象事業：沿岸域で行われるすべての開発事業、陸域における大規模開発事業
- ・ 対象生物：漁業・養殖業が対象とする生物、生態系を構成する生物、遊漁の対象生物
- ・ 調査期間：世代交代に要する期間、原則として5年以上の調査期間を確保
- ・ 対象水域：排他的経済水域とするが、生物の生活史をとおして利用する水域、関連する河川流域
- ・ 調査範囲：開発事業が予定されている水域と形成されている生態系の範囲
- ・ 時期・頻度：四季あるいは通年調査を基本、イベント時、産卵期などは重点的に調査
- ・ 測点配置：対象生物の生活史・生態及び漁場環境の広がりを考慮

5 漁場環境に対する保全措置

- 1)回避：開発事業の全部を実行しないことによって、影響を回避すること
- 2)最小化：開発事業及びその履行の程度あるいは規模を制限することによって、その影響を緩和すること
- 3)軽減：開発事業が続く間、保護及び維持活動によって、その影響を緩和すること
- 4)修正：想定される影響に対して環境を修復、創生することによって、その影響を緩和すること
- 5)代償：代わりとなる対策によって影響の埋め合わせをすること

社団法人 日本水産資源保護協会

〒104-0054 東京都中央区勝どき 2-18-1

黎明スカイレジタルビル西館 303-2

TEL 03(3534)0681 FAX 03(3534)0684

URL <http://www.fish-jfrca.jp/>

全国漁場環境保全対策協議会

全国漁業協同組合連合会

(2005.6)